正義から私的制裁について考える道徳科の授業開発

安部 唯花

千葉大学教育学部学生

道徳科の授業では、いじめを許さないという正義が題材のものが求められており、そのような正義感を身につけるための授業も多く展開されている。しかし、その正義がいじめを生むこともあると考えられる。正義感を盾に正当化されてしまうようないじめは、加害者が罪の意識を持たず、いじめだと認識することなく被害者を傷つけてしまうことがある。そこで、本研究では強い正義感から相手を傷つけてしまう行動である私的制裁を取り扱い、正義感を持った上で自分が伝えたいことに対する相手の受け取り方も考える必要があることを理解できる授業の開発及び実践を行った。その結果、自分と関連付けながら私的制裁について考え、正義に依る行動は相手を傷つける可能性もあるため、相手の気持ちを考えて行動する必要があることに気付いた生徒が多数であった。しかし、授業を受けた上で「何もできなくなりそう」と考える生徒もいたところに改善の余地があるだろう。

キーワード: いじめ、正義、私的制裁、道徳科、授業開発

1. 問題の所在

1.1. 日本のいじめの現状

文部科学省が 2021 年に国公私立小・中・高・特別支援学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会を対象に行ったいじめの調査結果「によると、いじめの解消状況については、「いじめの認知件数」が 615,351 件である 2021 年において、解消に向けて取り組み中の 19.7%という割合よりも解消しているものである 80.1%の割合の方が多く、解消されたいじめが多くなってきていることが読み取れる。一方で、いじめの認知件数は年々増加している校種が多く、今でもいじめは多く存在していることも明らかである。

1.2. いじめと正義感

2016年11月18日付で、松野博一文部科学大臣(当時)がいじめ防止対策の一環である「考え、議論する道徳」について、「子供たちを、いじめの加害者にも、被害者にも、傍観者にもしないために、『いじめは許されない』ことを道徳教育の中でしっかりと学べるようにする必要があります。」2と述べている。ここからも、いじめ防止対策の道徳教育では、いじめを許さないという正義感を身に付ける題材のものが求められていることがわかる。

文部科学省がまとめている「道徳教育アーカイブ〜「特別の教科 道徳」の全面実施〜」³といういじめ防止を扱う 実践事例を取り扱うサイトでは、「C:公正、公平、社会正義」の内容項目で正義を扱っている授業は小学校と中学校合わせて7つの事例が載せられている。それらはいじめを

Yuika Abe: Development and Evaluation of Moral Education Thinking about Private Sanctions from Justice Student, Faculty of Education, Chiba University 自分事として捉え、いじめをなくすために自分はどうすればよいかを考える展開となっている。竹田 (2020) も、「教育委員会、学校、教師、児童生徒は、不正に立ち向かう正義と勇気をもって、仲裁者の役割を果たさなければならない。にもかかわらず、とりわけ子供たちの世界において、いじめに係る傍観者が増えているという実態は、いじめの未然防止や早期発見・早期解決を難しくしている。このことを改善するには、傍観者を仲裁者に変えていく教育の営みが必要である。」4と述べており、ここではいじめの傍観者を仲裁者に変えるために不正に立ち向かう正義感が求められている。このように、正義を取り扱ういじめ防止対策の授業では、やはり子どもがいじめを無くすために正義感をもつ必要があるという結論になるのだろう。

しかし、正義がいじめを生むこともある。藤川 (2020) が「攻撃している人にとっては、自分たちは正義で相手は悪ということになります。そして、正義の名の下に、悪を攻撃することになるのです。しかし、 攻撃を受ける側からすれば、たとえ自分に非があったとしても、攻撃されることは苦痛となるでしょう。」5と述べているように、悪だと判断した相手に対して正義を盾に攻撃し、相手が傷ついた場合、それはいじめになる。

学校は集団生活をする場であり、そこでは正義による行動が肯定される。悪を許さないという正義の心を持つことは良いことだが、その正義に同調圧力が加わり、いじめが生まれるのである。いじめ防止対策の道徳教育では、いじめを許さないという正義だけではなく、正義がいじめを生む可能性についても、教える必要があると考えられる。

1.3. いじめの分類

堀田(2016)によると、いじめには典型的な類型が四つ

ある。第一の類型は「優者誇示型」とされており、「力の強い者、勉強のできる優等生、生活(学習)意欲の強い者、リーダーシップがある者など、その社会で優者と認められたものが、自分に備わっている能力に劣る者達に対し、その力を誇示していじめるタイプ」6である。第二の類型は「優者排除型」とされており、「自分たちより優れた能力を持つ者に対する嫉妬から、反感を持つ者が結託、連携して優者を孤立させるいじめ」7である。第三の類型は「異者排除型」とされており、「人種、国籍、性別だけでなく、容姿(障がい等)や出身地、戸籍等について、自己の所属する集団に共通する特性と異なる特性を持つ者を集団的に排除し、攻撃するいじめ」8である。

そして今回注目したいのが第四の類型であり、これは第三の類型の特殊型ともいえる「協同作業疎外者排除型」とされている。堀田(2016)は、この類型を次のように説明している 9 。

学校でも企業でも同じであるが、協同作業における役割を果たさないため、協同者の怒りが高じていじめに至るタイプである。この場合、協同作業に努力した者は被害者であるため、いじめの動機に酌むべき事情がある点が特徴である。

しかしながら、この場合も、個の尊重、つまり、 他者を不当に傷つけてはならないという基本的ル ールはゆるがないのであって、これに対するいじ めは、私的制裁として許されないことを教えなけ ればならない。

これは、協同作業における役割を果たさない人物に対して、頑張っている人がいるのに許せないという正義感から生まれた怒りがいじめの原因となっている。このように、正義はいじめを止めるためのものだけではなく、いじめを生む発端にもなるのである。そのため、正義感を無条件に肯定して道徳教育の中で養うのではなく、相手を傷つける正義と傷つけない正義があることも理解できる授業が必要であることがわかる。

しかし、このようないじめには正当化されていて加害者が罪の意識を持っていない場合やいじめだと思わずにいじめをしていたという場合がある。そのような場合でも、被害者に苦痛を与えていることに変わりはないため、加害者を許すのではなくやはりいじめを許さないという態度を堅持することが重要であると考えられる。

1.4. 私的制裁とは

私的制裁とは、「法によらず、個人または集団が加える制裁。リンチ。」¹⁰のことである。私的制裁について説明した辞書が少なく、そして抽象的であったため、ここからは私的制裁のことを、法によらず、個人や集団が、道徳やき

まり・習慣に背いた者に対して罰を与える、懲らしめる行為と定義し、授業でも取り扱うことにする。ただし、人によって価値基準は異なるものとする。

私的制裁は、日本国憲法第31条にて「何人も、法律の 定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪は れ、又はその他の刑罰を科せられない。」とされており、 禁止されている。そのため、先行研究の調査を通して法教 育との関連も検討していくこととする。

また、加野 (2011) は学校で起こる制裁について次のように述べている¹¹。

仲良しのグループが形成されれば、そこには明文化されていないルール(掟)が発生します。それは、クラス全体のルールではありませんが、そのグループに所属する子どもたちにとっては重要なものです。ローカルルールといえども、そのルールを破る子どもは、しばしば「仲間はずれ」という制裁を受けることになります。したがって、いじめられないためには、集団のルールを守らなければなりませんが、このことは社会生活を送っていくときの大事な要素でもあるのです。

ルールを守らない者に対して、仲良しグループの児童生徒たちが仲間外れという制裁を与えているため、これも私的制裁に該当する。学校は児童生徒にとって閉鎖された空間であり、その中でのルールは大きな力を得ることとなる。そこには同調圧力も働き、ルールを守らない者に対して制裁を与えようという考えに至る。このルールを守らないことで制裁を与えるという流れに疑問を持つべきなのだが、社会でも似たような私的制裁が多く行われているため、まずはそこから良くないことだと学ぶ必要がある。

社会でも自粛警察やネット上の誹謗中傷、加害者バッシング、体罰など多くの私的制裁が新聞やニュースで取り上げられている。それらを見る機会が多いため、私的制裁をする側ではなくされる側が悪いから仕方がないことだと認識している児童生徒もいることだろう。実際に、正義感が強い児童がマスク警察という「適切なマスク着用をしていないとみなした人に対して、自主的に排斥的な行動をとる人」12になっているというニュースもある13。

今回述べたような私的制裁に起因するいじめを防ぐためには、まず私的制裁というものについて児童生徒が理解を深める必要がある。そうでなければ、自分がいじめを行っていたという認識すら持つことが難しい場合も考えられる。そのため、この先では私的制裁を授業内で取り扱っている先行研究を見ていくことにする。

1.5. 先行研究

それでは、学校現場において正義と私的制裁について取

り上げている授業にはどのようなものがあるのかを確認 していく。

一つ目に、NHK for School による「いじめをノックアウト」¹⁴という番組を挙げる。この教材はいじめ予防・いじめ自殺防止のために作成されたものであり、いじめの定義を学んだり、加害者・被害者・傍観者について学んだり、SNS の使い方を考えたりするなど、様々な内容が取り扱われている。ここでは、その中にある「"正義の注意"がいじめにつながる!?」という自粛警察を題材にいじめについて考える教材について注目したい。

ここで言われる自粛警察とは、2020年から新型コロナ ウイルス感染症というウイルス感染症が流行し始めた中 で、「政府が国民に感染拡大予防のための行動自粛をよび かける中、感染者を特定し、その実名や関係者、詳細な行 動をネット上に公開するなどして個人攻撃を行う」15者の ことである。また、新型コロナウイルス感染症に関連する いじめをコロナいじめという。阿形 (2021) は新型コロナ ウイルスの感染防止の対応について、「このような対応も、 一歩間違えると、学校現場において、医療従事者の子ども と同様に特定の職業に従事する保護者の子どもに対する 忌避感情を強め、結果的にいじめを誘発する危険性があっ たと言えよう。かつての無らい県運動16や、今年のコロナ に係る県外ナンバーチェック・検温等の施策が、県民の不 安を拡大し偏見・差別の誘因となったことを行政は銘記す べきであろう。」17と述べるように、感染防止の対応もいじ めに繋がる可能性があることがわかる。

「"正義の注意"がいじめにつながる!?」は、小学3~ 6 年から中学と幅広い学年に向けて作られた動画教材で ある。「何か問題が起こったとしても、人それぞれに抱え る事情があり、得意不得意があるということを踏まえた広 い視点を持つにはどうしたらいいかについて、児童に丁寧 に考えさせること」18がこの教材のねらいである。本教材 では、番組のスタジオに届いたお便りについて教室にいる 児童生徒が話し合うという流れとなっている。今回は、「ニ ュースで"自粛警察"のことを見たんだけど、自分が正し いと思ったことでも相手を必要以上に追いこんでしまう のっていじめと同じなんじゃないかな」という高校三年生 のももこさんからのお便りが番組へ届いた。そこで、この お便りの中の続きで語られる、ももこさんが部活で遅刻し たことで大会メンバーから外されてしまったというケー スについて小学生が考えていく。その中で、気持ちのすれ 違いや正義の注意、思いの伝え方について考えを深めてい く内容である。最後は、相手を否定するのではなく、すれ 違うことなくお互いの理解を深められるように相手と向 き合うことの大切さが大事だとまとめられている。

この教材では自粛警察を一例として取り扱っている。しかし、周りの環境やこれからの時代の変化等を考えると、 自粛警察を身近に感じることのできない児童生徒がいる

可能性も想定される。また、世の中で起きている私的制裁 はもちろん自粛警察のみではなく、SNS の誹謗中傷や体 罰なども挙げられる。このように、様々な事象を挙げるこ とで児童生徒にとって身近な私的制裁の例も考えやすく なり、児童生徒が自分と関連付けやすくなるのではないだ ろうか。また、他にも世の中で起きている私的制裁に触れ る機会を作ることで、私的制裁や正義の注意への理解が深 まるだろう。また教材において大会メンバーは練習に遅刻 してきたももこさんに対して強く責め立て、大会メンバー から外し、それからも事あるごとに注意をするという行動 をとり、その結果ももこさんは傷ついてしまったという場 面が描かれている。この場面では、大会メンバーは正義と いう道徳上良いとされる思いに依拠して行動を起こし、そ のことが結果としてももこさんを傷つけ、いじめになって しまったのである。この教材では、気持ちがすれ違わない ような伝え方に注目しており、正義や思いやりから生まれ る思いを肯定する場面が少ないように感じられる。そのた め、「"正義の注意"がいじめにつながる!?」の内容では、 正義を否定的に捉えてしまう生徒が生じうると懸念され る。思いの伝わり方が良くないという内容であるが、この 思いは良いものだと肯定することで、私的制裁についても ただ悪いこととして認識せず深く考えやすくなるのでは ないだろうか。ここで正義による思いと私的制裁に繋がる 行動に分け、良い思いをどのようにして良い行動に繋げら れるかで考えると、正義自体が悪いことではないと児童生 徒は理解しやすくなると考えられる。自分の価値観だけで、 相手が傷ついてしまうような行動をするのではなく、正義 や思いやりの気持ちを相手の立場になって伝えることが 大切であると考えられる。教材内でも「ももこさん19のこ とを思って」という発言からわかる。そのため、正義と思 いやりに注目した教材を開発する必要がある。

二つ目に、間山 (2022) による「法教育を活用したいじめ授業プログラム」という題名の教材を挙げる。この教材では、いじめ指導における法教育の可能性の探求がねらいとされている。ここではいじめを巡る大人の認識と子どもの認識に着目し、「こども六法」²⁰を用いて法律の観点からいじめを捉えている。

この教材は中学 1 年を対象に作成されており、「こども 六法すごろく」²¹を用いたり、事前ディスカッションを行ったりしながら法教育を進めていく。ここで行われている 授業では授業者が指導する体制を取らないようにしており、議論も生徒が中心となって進めている。その中には私 的制裁の話題もあり、私的制裁に関連する憲法 31 条も交 えながら話し合いができるようになっている。

しかし、遠隔授業や時間の関係もあり「なぜ私的制裁は 禁止されているか」の議論に至ることができなかったこと が課題として挙げられている。この授業における議論の中 では、「悪気はないものの何か過激なことを言って「格好 をつける」ような雰囲気であり、大部分の時間、「ざまあみろ」「突撃する」「土下座」「100万円請求」等の投げやりに聞こえる発言に終始してしまった」²²と述べるように、私的制裁を促すような過激な発言に終始してしまった班があった。また、「「指導する」態度で臨んでしまっては元も子もない。生徒は、表面上「正しい」発言をするだけだろう。」²³と述べられているように、教員が上から教えるのではなく生徒同士が話し合って答えを導き出しながら、私的制裁について深く考えることができるような授業が必要である。そのためには、今回のように私的制裁が禁止されていると説明してから議論するのではなく、私的制裁がどうして悪いことかを考えてから禁止されているということを話す方がよいだろう。

1.6. 本研究を行うにあたっての問題点および留意点

以上を踏まえて、先行実践の問題点と、授業を開発する 上での留意点について述べる。

まず、先行実践の検討から、2点問題点を挙げる。1点目は、注意等の行動のみに注目するのではなく、正義や思いやりの気持ちも肯定する必要があることである。2点目は、私的制裁を禁止されていると最初に話すだけでは、表面上正しい発言で終わってしまうことである。

以上のことから、正義と私的制裁に関する授業では、以 下の2点に留意した実践を開発する必要がある。

- (1) 正義や思いやりの気持ちにも注目し、相手を傷つけない行動を考える
- (2) 私的制裁がどうして悪いかを自分たちで考える そこで、筆者は正義と私的制裁を加害者視点から考える いじめやニュースと関連させて扱うことに注目した。

1.7. 加害者視点から考えるいじめやニュースと関連させた正義と私的制裁の授業の有効性

先行研究では、私的制裁に起因するいじめを防ぐために、まずは私的制裁について深く理解する必要があると 1.4. でも述べた通り、私的制裁に重点を置いた授業を展開することを想定している。その上で、私的制裁に起因するいじめやニュースに注目することにした。

1.6.では、正義と私的制裁に関する授業では、私的制裁がどうして悪いかを自分で考える授業が必要だと述べたが、どうして悪いかを考えるためにまずは私的制裁という言葉を用いずに私的制裁の事例について考える必要がある。制裁という言葉を用いると、悪いことのように感じてしまうだろう。そのような言葉による先入観を無くし、生徒が自分でも気づかないうちにやってしまっていると考えられるように、最初はあえて私的制裁という言葉を用いずに授業を行う方が良いだろう。そこで、正義や思いやりが私的制裁に結びつきやすい事例として、いじめを取り扱う。加害者視点と被害者視点でいじめについて考え、加害

者視点でいじめについて考えた生徒から思いやりや正義 感等の言葉が出れば、私的制裁について考えやすいと想定 される。

さらに、私的制裁を学んだ上でニュースを見てみると、 普段と違う視点から見るために新たに考えが深まるだろ う。ニュースでは私的制裁による行動は悪いことだと書か れているが、実際にその加害者の思いを考えることで他の アプローチも生徒が考えることができ、自分と関連付けて 考える可能性も生まれてくる。そのため、加害者視点から 考えるいじめやニュースと関連させて正義と私的制裁に 関する授業を展開していく。

2. 研究の目的と方法

2.1. 研究の目的

本研究の目的は、学校や社会で起きている私的制裁を題材とする授業において、筆者が作成したいじめ防止教材や世の中で起きているニュース、自分の身の回りで起きている私的制裁について考えたり議論したりする活動を通して、正義と思いやりから私的制裁について考えることができる中学3年生向けの授業を開発し、その考察を行うことで、作成した教材の有効性と課題を明らかにすることである。特に以下の2点を中心に有効性と課題を明らかにする。

一つ目は、開発した教材の内容が中学校3年生にとって 妥当であるかどうかである。本授業における教材では正義 や思いやりから起こる行動である私的制裁を題材として 扱うため、対象の生徒は正義や思いやりについての学習を すでに終えていることが望ましい。そのため、対象学年は 中学3年生とした²⁴。また、正義や思いやりがあれば何を しても良いのかについて考える授業は中学3年生にとっ て初めてであることが予想されるため、この中で開発した 教材が適切であるのかを検討していく。

二つ目は、この授業を通して、生徒が私的制裁を自分と 関連付けて考えることができるかどうかである。生徒の多 くは私的制裁という単語に聞き馴染みが無く、生徒はこの ようなものがあるのだと理解するだけで授業が終わって しまう可能性がある。開発した教材では、まずはいじめに ついて加害者の視点で考えることで「相手が悪いから仕方 ない」という声を引き出し、私的制裁の事例を筆者が考え たストーリーや世の中で起きたニュースから知り、自分の 周りでも私的制裁はあるのかを考えていく。自分がした、 またはされた経験を思い出すことで、自分の周りにも私的 制裁は潜んでおり、私的制裁を自分がしてしまう可能性も あるというように、自分と関連付けて私的制裁について考 えるために、この授業が適切かどうかを検討していく。

2.2. 研究の方法

本研究では、私的制裁を題材とする授業を開発し、正義や思いやりなどから生まれる一般的に良いとされている行動が私的制裁にならないようにするために、相手を傷つけない伝え方について考える授業を、中学校3年生を対象に実践する。授業中の生徒の様子や生徒の事前・事後アンケートの記述を中心に取り上げることで、授業の考察を行い、事前に作成した教材の有効性と課題について明らかにしたい。

3. 授業の位置づけ及び教材の開発

3.1. 教材の題材設定理由

本授業では、私的制裁を憲法によって禁止されているものとして扱うのではなく、憲法とは関係させずに、加害者の強すぎる思いが相手を傷つける行動に結び付いたものとして位置づけた。そして、最後は生徒が自分自身で私的制裁について肯定や否定それぞれの考えを持つことができるような題材を設定した。理由は、2点ある。

1点目は、私的制裁の罰を与える、懲らしめるという私的制裁を罰と捉えるか否かの基準が曖昧で個人に委ねられてしまうため、罰を与える、懲らしめる行為に該当するかどうかは加害者、被害者、第三者それぞれ人によって感じ方が異なるからである。加害者が相手のためを思って行った注意に対して、苦痛を感じたり、制裁として罰を受けたと受け取ったりする人がいれば、苦痛や罰を受けたと感ない人もいる。最初から私的制裁は憲法で禁止されていると伝えると、どの範囲が私的制裁に該当するのかについての議論になってしまい、授業内容が伝わりにくくなる可能性があると考えられる。そこで、本授業では私的制裁に該当するか否かは人によって異なるため、相手との基準の違いにも注目できるように設定した。

2点目は、私的制裁を憲法によって禁止されているものとして扱うと、生徒が私的制裁について自分自身で考えを持つことが難しくなるためである。憲法で禁止されていると最初に話した場合、禁止されているという前提から私的制裁について考えることとなる。私的制裁が禁止されていると最後にまとめを行ったとしても、話し合っても結局正解は決められていると生徒が考えてしまい、表面上の話し合いに終始して自分で私的制裁について深く考えることができなくなるだろう。また、憲法や法律を提示すると、自分とは関係ないところで起きていることだと考え、自分と切り離して私的制裁について考えてしまう可能性もある。それらの可能性を踏まえ、自分で私的制裁に対して生徒自身が考えをもつことができるように題材を設定した。

3.2. 授業プランの作成

3.2.1. 授業のねらいと展開

この授業は、45 分授業が1回と50 分授業が1回の計2 回行われた。授業のねらいは以下の3つに設定した。

表1 授業のねらい

【A】私的制裁によるいじめについて考える活動を通して、私 的制裁が相手を傷つける可能性があることに気付くことがで きる。

【B】相手を傷つける可能性に気付いた上で、私的制裁について自分の考えを持つことができる。

【C】社会や身近なところで行われる私的制裁について考える活動を通して、差別や偏見のない社会の実現を目指そうとすることができる。

【A】は、私的制裁は自分の正義や思いやりに起因する、相手を傷つける可能性がある行動であると気付いてほしいと考え、設定した。【B】は、その上で、相手によって傷つけてよいか否かについて考察し私的制裁の是非について自分なりの考えをもってほしいと望み、設定した。【C】は、社会や身近で起きる私的制裁について考えることで、自分が差別や偏見のない社会を実現するためにどのように行動することができるかを考えてほしいと望み、設定した。

また、以下に作成した学習指導案の一部を掲載する。

表 2 学習指導案 1 時間日

	衣 2 子首拍导采 1 时间日
時間	主な学習活動
導入	○「受験勉強真っ最中で、教室の皆静かに勉強してい
5分	るのに一人だけふざけたり騒いだりしている人が
	います。正義感の強いあなたなら、どうする?」と
	いう場面設定で、ロールプレイを行う。
展開	○知り合いの探偵からいじめ調査の依頼が来たこと
37	を伝え、調査ファイル①を全体で確認する。
分	①A さん何でもできてむかつく。上履き隠しちゃ
	う。
	②B さんに「猿みたい」って言うと「ウキ―」って
	鳴いてモノマネするの面白い。Bさんも楽しんでる
	し、僕たちも楽しい。
	③C さんが、友だちいじめていたの。注意してもや
	めないから、 C さんに同じことやり返した。そした
	らいじめなくなったよ!
	④D さんが合唱祭練習中ふざけてまじめにやらな
	い。だから注意してあげた。
	○これらの場面がいじめかどうかを個人で考える。
	○周りと意見を共有する。
	○クラス全体でどのような結果になったかを確認す
	5.
	○なぜそのような結果になったのかを話し合う。
	○「私的制裁」について話す
まと	○本時の振り返りをし、次時の見通しを持つ。
め	
3分	

表 3 学習指導案 2 時間目

時間	主な学習活動
導入	○前時の振り返りを行う
2分	
展開	○探偵からの依頼の説明を聞き、個人でいじめかど
38分	うかを考える。
	①A さん(加害者)視点。部活のチームメイトの B
	さんは遅刻が多いから、キャプテンの A さんは注
	意をしたり一緒に居残りをしたりと共に頑張って
	いる。
	②B さん(被害者)視点。部活のチームメイトでキ
	ャプテンでもある A さんは B さんにばかり厳し
	くしてくるので怖く感じている。
	○隣の席の人と話し合い、視点によっていじめかど
	うかの判断が変わることに気付く。
	○2 つの視点を理解した上で、A さんの思いと行い
	について考える。
	○自分の身の回りで起きている私的制裁について考
	える。
	○「私的制裁」という言葉を今回の事例に当てはめ
	て確認した後に、世間で起きている私的制裁をニ
	ュースから理解する。
	①マスク警察
	②体罰
	○前時の冒頭に行ったロールプレイを、私的制裁に
	ならないためにはどうすればよいかを考えながら
	もう一度行う。
まとめ	○本時のまとめを行う。
10分	

3.2.2. 作成したワークシートの授業での取り扱い

ここでは、授業におけるワークシートの取り扱い方について記述する。

ワークシートは、1 時間目で 1 種類、2 時間目で A と B の 2 種類を取り扱った。2 時間目の A と B は項目 1 のみ異なり、他の項目は同じ内容である。ワークシートに記載した項目は、以下の通りである。

表 41 時間目授業内ワークシート

1.クラスの皆が受験勉強頑張っているのに、教室で騒がしくふざけている子が…。正義感の強いあなたなら、どうする?
2.いじめ調査ファイルから、いじめかどうかを判断しよう。
①いじめ・いじめではない
②いじめ·いじめではない
③いじめ・いじめではない
④いじめ・いじめではない
3.今日の感想や思ったことを書いてください。

表52時間目授業内ワークシート(A・B)

1. (A) A さんと B さんは同じ部活のチームメイトです。 A さんはチームのキャプテンなので、チームを勝利に導くためにも皆を鍛えながら一生懸命練習していきます。 B さんは遅刻が多いので注意をしたり、放課後も一緒に残って練習をしてあげたりしています。 B さんは練習中に泣いてしまうこともありますが、チームのために、そして B さんのためにも、努力することは大切なので一緒に頑張りたいと思います! いじめ・いじめではない

1. (B) A さんと B さんは同じ部活のチームメイトです。A さんはチームのキャプテンなのですが、少し遅刻しただけでも厳しく怒ってきて、B さんが遅刻した時は居残りさせたりします。B さんは自分にだけ当たりが強い A さんが怖く、練習中に泣いてしまうことも多々あります。正直、A さんが怖くて朝に家を出るのが遅くなるのですが、部活をやめたら更に A さんが何をしてくるかが怖くて辞められません。いじめ・いじめではない

2.あなたの周りで、似たような「私的制裁」はありますか。

3.1 時間目の受験勉強の場面を思い出してください。正義感の強いあなたは私的制裁にならないように気を付けながら、どうしますか?

4.今日の感想や思ったことを書いてください。

まず、1時間目の導入では、受験前日に教室で騒がしくしている友達に対して、生徒が正義感の強い人物になり、受験前日に教室内で騒がしくしている友達に対する行動を考えるロールプレイを行う活動についての説明を聞く。ここで考えをまとめるためにワークシートの項目 1 に記入していく。その後、いじめの可能性がある 4 つの事例を授業者から提示し、それらがいじめかどうかを判断するためにこのワークシートを使用し、いじめかどうかとそう判断した理由を生徒はワークシートの項目 2 に記入していく。ここでは、生徒の関心を高めるために探偵からの依頼という設定で授業を進めている。そして 1 つ 1 つの事例についてクラスで話し合った後、まとめとしていじめの基準や私的制裁について説明を受け、生徒は授業後に感想を

ワークシートの項目3に記入する。

続いて、2 時間目では、A と B の 2 種類のワークシートを配布し、冒頭の活動では導入の説明を全体で確認せずにまず個人でワークシートの項目 1 の事例についてワークシートの項目 1 に記入していく。その後、項目 1 について隣の生徒やクラス全体で話し合い、私的制裁への理解を深めたところでワークシートの項目 2 に身近であった私的制裁を思い出して記入する。また、ワークシートの項目 2 以降は A と B どちらも同じ内容のため、それぞれのワークシートに記入していく。そして 1 時間目の導入で行ったロールプレイをもう一度私的制裁にならないように気を付けながらワークシートの項目 3 を記入する。ワークシートの項目 4 の感想は、授業後アンケートも兼ねる。

3.3. 教材開発上の工夫

本教材を開発するにあたって、工夫した点が3点ある。まずは、1時間目で私的制裁の内容に入る前に、いじめの事例について扱う際、被害者からの視点や傍観者からの視点ではなく、加害者からの視点でいじめかどうかを判断するようにした点である。生徒が加害者の視点からいじめについて考える中で、いじめに対して仕方がないという発言が出ることで、次の授業で扱う私的制裁に繋がることを想定し、工夫をした。また、ここで被害者の気持ちについても生徒が言及することで、いじめか否かの判断には加害者の気持ちだけではなく被害者の気持ちも大切だということに気付くことができるように工夫をしている。

次に、2時間目の導入で、加害者と被害者という二つの 視点に分かれて気持ちのすれ違いについて生徒が考える ようにした点である。生徒にはこの2時間目の導入で、加 害者と被害者という2つの視点に分かれて1つのいじめ の事例について考えてもらう。この2人の登場人物の思い のすれ違いを擬似体験してもらい、相手の正義や思いやり に依拠した行動によって傷付く人もいるということに生 徒自身で気付くことができるように工夫をした。また、こ こで気持ちに注目できるように工夫したことで、先行研究 から留意すべきだと考えた正義や思いやりに依拠した行 動にも注目し、相手を傷つけない行動を考えるという点に 繋げることができるだろう。

最後に、授業全体のまとめでは、私的制裁はいけないことだとまとめるのではなく、私的制裁で嫌な思いをする人もいるとまとめることで、生徒自身に私的制裁についての考えを持ってもらえるようにした点である。

今回は授業の中で憲法には触れずに、私的制裁は禁止されていることだと伝えることはせず、授業全体のまとめを行う。先行研究では私的制裁を憲法で禁止されているものとして取り扱った際に、表面上の話し合いになることが懸念されていた。そのことから、ここで私的制裁はしてはいけないことだとまとめると、授業者が一方的に生徒に教え、

生徒も授業者から一方的に習った言葉を用いて、授業者が 言ったことを正しいと考え、表面的な正しい発言をして終 わる可能性がある。生徒一人ひとりに私的制裁への考えを 持ってほしいので、今回の授業では、私的制裁で嫌な思い をする人もいるため改めて自分の言動について考えてみ ようというまとめで終えることにする。

4. 授業実践の実際と考察

4.1. 授業実践の概要

本授業は、千葉県鎌ケ谷市内の中学校にて実践を行った。 実践した学級は男子生徒12名と女子生徒17名の計27名 で構成される第3学年1クラスである。その学級で行われた道徳科の授業で、50分の授業と45分の授業の2回分を筆者が授業者として授業を担当した。

4.2. 授業の実際と考察

4.2.1.1時間目

授業記録から、本授業の考察を行っていく。生徒は導入 から活発に話し合い活動を行っており、展開の中でもいじ めについて真剣に議論を行っていた。

クラスの担任教師によると、このクラスはこれまでいじめの定義を丁寧に確認する機会が無く、それぞれが自分なりにいじめに対する考えをもっていた。そのため、いじめとは何かを聞いた際に様々な意見が伺えた。被害者に視点を向けたり、状況に視点を向けたりと、多くの考え方があることを生徒も理解し、考えている様子が伺えた。活動の中では「相手が嫌がっている」ということをいじめの判断材料だと考えている生徒や「Bさんの意見が無いからわからない」と被害者の意見の有無を気にしている生徒もおり、被害者の気持ちに注目した意見が多く伺えた。

まとめでは、時間が無かったためにいじめや私的制裁について丁寧に説明することができなかったことが反省される。しかし、ワークシートの感想では「いじめについて理解できた」「相手の気持ちを考えることが大切だと思った」等、いじめについて深く考えることができた内容のものが多かったため、2時間目では計画を変更せず、私的制裁を中心に取り扱っていくことにした。

1時間目では、いじめに対する認識の違いに言及した発言が見られたり、ワークシートの下に設けている感想記入欄に「相手が嫌な気持ちにならないように気を付けて行動したい」「いじめって難しいと思った」「いじめに対していろいろな考え方があって面白かった」のような記述が見られたりしており、生徒もいじめについて深く考えることができる授業になったとわかる。

4.2.2. 2 時間目

2時間目では、前時の振り返りを行った後にいじめの加害者と被害者における 2 つの視点から 1 つの事例についていじめかどうか考える活動を行った。ここでも話し合いは活発に行われており。話し合いの流れで出てきた「仕方なく」「思い通りにするため」「思いやりが行きすぎた」等の発言を拾って全体で考えながら活動を進めた。ただし、ここでは相手のために行ったという加害者の気持ちに注目すると、正義よりも思いやりという言葉の方が生徒も考えやすいと想定したため、思いやりという言葉を用いて進行を行った。ここでの話し合いの様子から、授業のねらい【A】が達成できたと伺える。

身の回りの私的制裁について考える活動では、例えば「宿題をしなかったために親にゲーム機を捨てられた」という発言や、「部活の顧問に下手だからと自分だけ外周を走るよう言われた」という発言などを他の生徒から聞いて私的制裁に当てはまるかを検討・判断したり、そのような経験もあったのかと驚いたりと、自分たちで私的制裁がどのようなものかを自分たちの身の回りに当てはめて考えていたことがわかる。

この後の私的制裁によるマスク警察や体罰に関するニュースについて考える活動では、身の回りの私的制裁から考えることで私的制裁を身近に感じることができたためか、生徒は正義や思いやりの伝え方や相手を傷つけている状態に注目して考えていたように伺えた。マスク警察ではマスクをしていない相手や周りの人が感染しないようにするために、体罰では生徒に反省をしてもらうためにと、正義や思いやりの気持ちに注目しながら、それぞれのニュースについて生徒が考えを深めて話し合うことができていた。ここでの様子から、社会や身近なところで行われる私的制裁について考える活動を通して、授業のねらい【C】が達成できたと伺える。

2時間目では、生徒は私的制裁について伝える側と受け 取る側から考えることができ、自分とも関連付けて考える ことができたと言えるだろう。自分の身の回りや社会で起 きている私的制裁について考え、相手を傷つけないように 伝え方にも気を付ける活動を行ったことで今後の生活に 生かせるような内容になったと考えられる。

4.3. 事前・事後アンケートの考察

4.3.1. 事前アンケート

本節では、生徒 27 名に対して行った事前・事後アンケートの記述を中心に本授業の考察を行う。考察をもとに、 事前に作成した本授業プランの有効性と課題を検討する。

事前アンケートは、1 時間目の授業を行う 1 週間前に Google フォームで作成し、実施した。ここでは、いじめ や私的制裁に対しての考え方を問う設問を用意した。

はじめに、「いじめはいけないことだと思いますか。」に

対する生徒の回答について、考察していく。ここでは、いじめはいけないことだと考える生徒が 21 名と多数だが、中にはいじめが「時には必要」という意見も 4 名が挙げていた。いじめはいけないことかという質問に対して肯定的に回答した生徒に回答理由を問う質問では、「人が傷つくから」「一人ひとり人権があるから」などという被害者が傷つくことを根拠にした回答や、「いけないことだから」と世間一般で共有されている定義や認識を根拠にした回答、「自分がされたら嫌だから」「やっても自分にメリットが無い」などと自分に当てはめて考えたことが窺える回答が見られた。この回答の結果から、いじめはいけないことだともかっているが、必ずしもいけないことだと全員が思っているわけではないことがわかった。

次に、「学校でルールを守らない人や道徳性のない人を 懲らしめることはいけないことだと思いますか。」に対す る生徒の回答について、考察していく。ここでは、最初の 質問とは異なり、「はい」が8名、「いいえ」が9名、「ど ちらでもない」が9名とほぼ均等に分かれていた。また、 最初の質問に「時には必要」と回答した生徒4名は全員、 今回の質問に対して「いいえ」と回答していた。「いいえ」 と回答した中には「仕方ない」という理由が多いと予想し ていたが、結果は1名しかいなく、「注意だけで十分だか ら」「決まりは守るためにあるから」「クラスでまとめるた めには排除も必要だから」という回答が2名ずつと多かっ た。そして「はい」と回答した理由の中では、その中でも 意見が様々にあったが、「その人が悪いけど、懲らしめる ことも悪いことだから」「そこまでする必要はないから」 のように、「懲らしめる」という言葉に対して反対してい る内容が多かった。「どちらでもない」という回答の理由 では状況や価値観、立場の差で考えられており、時には必 要だと判断していた。この回答の結果から、私的制裁は必 要だと考える生徒の方が多数だということが分かった。

最後に、「いじめや犯罪における加害者を周りがいじめることを「加害者バッシング」といいます。「加害者バッシング」についてどう思いますか。」に対する生徒の回答について、考察していく。この質問に対して良くないことだという回答が12名と最も多いが、「仕方ない」「何とも言えない」「少しなら」と、必ずしも悪いと思わない回答を総合すると14名になり、こちらの方が多数であった。今までの回答から、いじめはいけないことだと答える生徒が多数だが、私的制裁はいけないこと、良くないことだと答える生徒の方が少ないことが分かった。また、私的制裁に関する回答では「自業自得だから仕方がない」「どうやっても無くならないことだ」と、自分と切り離した回答の方が多かった。この結果は、この授業を通して私的制裁を自分と関連付けられるか否かを確認しやすくするだろう。

4.3.2. 事後アンケート

事後アンケートは、2時間目終盤にワークシートで実施 した。ここでは2時間分の授業を受けた上での感想を記入 するよう伝えた。

ここでは、私的制裁を難しいと感じる回答が最も多かった。自分は違うと思っても相手が私的制裁と思う場合もあるため、それは個人の基準によることから難しく感じたためだと考えられる。また、「これからは相手の気持ちを心の中で考えてから行動したい」「思いやりの押し付けが私的制裁にならないように気を付けたい」「自分も気づかぬうちにやってそうだと思った」「気持ちがすれ違ったときは、相手のためにきちんと伝えたい」「意外と身近に私的制裁があるとわかった」のように自分と関連付けて考えた上で、これからの生活に生かそうとする感想も見られた。私的制裁を他人事として学んだような感想は見られなかったため、これは本授業の成果だと言えるだろう。

そして、「いじめよりも私的制裁の方が怖いと思った」という回答もあった。これは、私的制裁は無意識のうちにやってしまったり、受けていたりと、いじめよりも日常の中に潜んでいると気付いた上での回答だろう。自分がする可能性とされる可能性のどちらにしても、生徒が自分と関連付けて考えることができているのは本授業のねらい【B】を達成していると言える。

また、「何もできなくなりそう」という回答にも注目したい。自分が相手のためを思ってやった行動で相手が傷つくことは、確かに悲しいこと

である。そのことや同調圧力による加害者バッシング等を 恐れての回答だろう。このような回答が出てしまったこと は本授業の課題であり、その改善のためにも授業の始めに 正義と思いやりを持つことの大切さをしっかりと伝える べきだっただろう。

5. 研究のまとめ

5.1. 本研究の成果と課題

2.1.で述べたように、本研究の目的は正義と私的制裁を題材とし、授業において、正義と思いやりの気持ちを大切にした上で私的制裁について学ぶ中学生向けの授業を開発し、筆者が中学校で授業を実践し、その考察を行うことで、作成した教材の有効性と課題を明らかにすることであった。ここでは、4.2.授業の実際と考察、4.3.事前・事後アンケートの考察をもとに、2.1.で述べたように以下の2つの観点に対応する形で成果と課題を述べる。

- (1) 開発した教材の内容が中学校 3 年生にとって妥当であるかどうか
- (2) この授業を通して、私的制裁を自分と関連付けて考えることができるかどうか

はじめに、(1) について検討していく。(1) は、開発した授業の内容が中学校 3 年生に適しているかどうかであ

り、私的制裁について理解できているか、正義や思いやり の伝え方について自分の考えを持つことができているか という観点から、本授業の内容は中学校3年生が学ぶもの として適切であるかどうかを検討していく。

4.2.の考察から、多くの生徒が正義や私的制裁について 考え、相手を悲しませない正義の伝え方を考えることがで きていることがわかる。授業内でも「わからない」という 発言はあったが、周りと話し合うことで考えを深める様子 や私的制裁の具体例について、他の生徒の意見を聞いて理 解できていた様子も授業記録から確認することができた。

また、4.3.の考察からは、事前アンケートではいじめや 私的制裁を必ずしも悪いと思わない回答が多くあったが、 事後アンケートでは私的制裁を自分がしないように気を 付ける内容のものが多くあり、多くの生徒が授業内容を理 解することができたと考えられる。また、事後アンケート には「私的制裁は難しい」と答える生徒が生徒が 6 人ほど おり、ほとんどの生徒が理解していたため、授業難易度か ら見ても妥当だったと考えられる。そのため、(1) は概ね 達成できたと考えられる。

次に、(2) について検討していく。(2) は、この 2 時間 の授業を通して、私的制裁を自分と関連付けて考えること ができるかどうかである。

まず、4.2.の考察からは、学校におけるいじめの例や身近にある私的制裁、ニュースになった私的制裁を扱った活動の中で、自分と関連付けて私的制裁について考えることができていたと述べることができる。1時間目で扱った4つの事例は客観的にいじめについて考えたが、2時間目の導入の事例では気持ちのすれ違いを加害者と被害者の視点から実感することができ、また自分の身の回りにある私的制裁や社会で起きている私的制裁について考える活動を通して自分も私的制裁をしてしまう可能性やされる可能性に気付くことができていた。

また 4.3.の考察からは、事後アンケートより、「これからは相手の気持ちを心の中で考えてから行動したい」「思いやりの押し付けが私的制裁にならないように気を付けたい」「自分も気づかぬうちにやってそうだと思った」「気持ちがすれ違ったときは、相手のためにきちんと伝えたい」「意外と身近に私的制裁があるとわかった」等の自分と関連付けて私的制裁について考えることができている回答が多く見られた。授業内容を学んだ上で、自分が私的制裁をしないようにするためにはどうすべきかを考え、生活に生かすことができていたら自分と関連付けて学ぶことができたと考えられる。

以上の考察より(2)は概ね達成できていたと考えられる。

5.2. 今後の展望

本節では、本研究の課題とさらなる検討をすべき点を踏

まえ、今後の展望を2点述べる。

1点目は、本授業における授業プランおよび教材の改善である。4.3.で述べたように、事後アンケートの中で「何もできなくなりそう」という感想が出たところに課題が残った。生徒が正義や思いやりの気持ちは大切なのだと改めて考えた上で、相手のために傷つけないような伝え方をしようと考えられるような授業内容が必要であると考えられる。そのため、本授業の前時に正義や思いやりの気持ちやそこから起こる行動を肯定する内容の授業を 1 時間加えることで、更に生徒が正義や思いやりをもって行動に移すことを促すような授業プランとすることができると考

えられる。

2点目は、教科横断的な授業づくりの検討である。本授業は道徳科で行ったが、SNS の誹謗中傷や社会で起きたニュースと関連させていることから、情報モラル教育とも関連付けて展開できそうだと考えることができる。社会的制裁につながりかねない SNS の使い方について学ぶ情報モラル教育との教科横断的な授業の展開が可能になるのではないかと考えられる。

1 文部科学省 (2022)、p.2

² 文部科学省(2016)、p.1

³ 文部科学省(2019)「道徳教育アーカイブ 「特別の教科 道 徳」の全面実施」https://doutoku.mext.go.jp/html/about.html (2022 年 12 月 30 日最終閲覧)

⁴ 竹田 (2020)、p.152

5 藤川 (2020)「藤川先生のコラム」https://www.nhk.or.jp/scho ol/tokkatsu/ijimezero/kyouzai/005387.pdf (NHK for school (2020)「いじめをノックアウト 正義の注意がいじめにつながる!?」サイト内ページ)

6 堀田 (2016)、p.2

7 同上、p.2

8 同上、p.3

9 同上、p.3

10 日本国語大辞典「私的制裁」Japan Knowledge

¹¹ 加野 (2011)、pp.234-235

12 現代用語の基礎知識「マスク警察【2022】」Japan

Knowledge

13 All about NEWS (2021 年 7 月 18 日)「正義感が強い子どもが「マスク警察」に…町で、学校で、マスク未着用の人を厳しく取り締まった結果」https://news.allabout.co.jp/articles/o/3 0237/ (2022 年 12 月 23 日最終閲覧)

14 NHK for school (2020)「いじめをノックアウト 正義の注意がいじめにつながる!?」https://www2.nhk.or.jp/school/movie/bangumi.cgi?das_id=D0005170692_00000 (2022 年 12 月 23 日最終閲覧)

¹⁵ 現代用語の基礎知識「コロナいじめ【2021】」Japan Knowle dge

16 「無らい県運動」とは、ハンセン病患者が自分たちの町や村に一人もいないことをめざして、ハンセン病療養所に入所させる官民一体となった運動である。

ふらっと人権情報ネットワーク(2023)「ふらっと相談室 Q&A」https://www.jinken.ne.jp/flat_consultation/cat186/post_47 4.php

17 阿形 (2021)、p.124

¹⁸ NHK for school(2021)授業に役立つ?ディレクター'sメモ

https://www.nhk.or.jp/school/tokkatsu/ijimezero/kyouzai/00538 6.pdf

19 本教材の登場人物である。ももこさんは、中学生の時に所属していたダンス部で朝練に遅刻し、周りから強く責められ、大会メンバーからも外され、その後も事あるごとに注意を受けていた。それをいじめだと感じて退部したももこさんのケースに対して児童が議論で発言した内容を、ここで引用している。

20 山崎聡一郎 (2019)『こども六法』弘文堂

法律について動物のイラスト付きでわかりやすく解説された書籍である。

21 「子ども六法すごろく」は山崎総一郎が 2020 年に発表した 教材である。

22 間山 (2022)、p.137

²³ 同上、p.137

24 文部科学省 (2015)、pp.27-28

引用文献

阿形恒秀(2021)「新型コロナウイルスといじめ問題―「感染に関わる差別」「感染防止に関わるストレス」といじめとの関連―」、鳴門教育大学研究紀要第 36 号 pp.120·131 https://naruto.repo.nii.ac.jp/?action=repository_action_common_download&item_id=28992&item_no=1&attribute_id=25&file_no=1

加野芳正 (2011) 『なぜ、人は平気で「いじめ」をするのか? 透明な暴力と向き合うために』、日本図書センター

竹田敏彦(2020)「いじめをなくすためにはどうすればよいのか 一傍観者を仲裁者に変える一」、安田女子大学紀要第 48 号 pp.147-158 https://yasuda-u.repo.nii.ac.jp/?action=pages_ view_main&active_action=repository_view_main_item_de tail&item_id=492&item_no=1&page_id=13&block_id=35

堀田力 (2016)「こ・こ・ろのひろば」、佐々木秀樹『どうとくのひろば No.14』日本文教出版/秀学社 https://www.nichibun-g.co.jp/library/dotoku-hiroba/dotoku-hiroba14.pdf

間山広朗 (2022) 「法教育を活用したいじめ授業プログラムの試行」、神奈川大学心理・教育研究論集第51号 pp.131-139

文部科学省(2015)「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2016/01/08/1356257_4 ndf

文部科学省 (2016)「いじめに正面から向き合う『考え、議論する道徳』への転換に向けて」https://www.mext.go.jp/content/20200305-mxt_kyoiku02-100002180_1.pdf (2022年12月23日最終閲覧)

文部科学省 (2022)「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等 生徒指導上の諸問題に関する調査結果の概要」

https://www.mext.go.jp/content/20221021-mxt_jidou02-1 00002753_2.pdf (2023 年 3 月 17 日最終閲覧)

謝辞

本研究に関してご指導いただきました藤川大祐先生をはじめ、授業実践にご協力いただきました中学校の生徒・教職員の皆様、そして関わってくださったすべての皆様へ心から感謝申し上げます。